

菰野町 保育園・幼稚園・認定こども園入園申込みに当たってのQ&A

- Q1:** 保育園の入園申込みの際、第2希望以下も希望すると、入園調整で不利になるようなことはありますか。
- A1:** 希望をいくつ書いていただいても、不利になることはありません。
第2希望以下の記入がないと、第1希望の園に入園できなかった場合、他の園での入園調整は行いませんので、通うことのできる園が複数あるのであれば、第2希望以下も記入いただくとよいです。
- Q2:** 入園の内定は、先着順で決まりますか。
- A2:** 申込み期間中にご提出いただく場合は、先着順ではありません。ただし、申込み期間を過ぎた場合はこの限りではありませんので、申込み期間に十分ご注意ください。
- Q3:** 入園申込みの段階ではまだ出産予定であり、子どもの名前が決まっていないのですが、申請書にはどのように記入したらよいですか。
- A3:** 苗字のみ記入いただければ結構です。生年月日は出産予定日を記入してください。
- Q4:** 申請書の「児童の世帯員」については、別居している祖父母の記入も必要でしょうか。
- A4:** 同一地番にお住まいの方全員の記入をお願いしておりますので、同一地番でない祖父母の記入は不要です。
なお、保育園の申込みの場合で、同一地番に65歳未満の祖父母がいる場合については、祖父母が家庭で児童を保育できない状況が確認できる書類(就労証明書や給与明細の写しなど)も合わせて提出してください。提出がない場合は、入園調整において減点があります。
- Q5:** 妊娠・出産を理由に保育園の入園申込みをしますが、入園できる期間は決まっていますか。
- A5:** 妊娠・出産の場合、原則、出産予定日の4週間前の日の属する月の1日から入園可能となり、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの入園となります。
例えば出産予定日が6月10日だった場合、5月1日から入園可能となり、出産日も6月10日であれば、8月31日まで入園可能です。
- Q6:** 育児休業が終了し、6月1日から職場復帰する予定ですが、5月中に慣らし保育を行うことは可能ですか。
- A6:** 慣らし保育を利用いただくことが可能です。
ご質問のケースの場合、復帰予定日の約2週間前から5月31日までの間で、慣らし保育が必要な日からの入園となります。具体的な利用開始の日については、入園予定の園と調整いただくこととなります。

月途中からの入園となりますので、初月の保育料等については、日割り計算した額をお支払いいただきます。

※ 年度をまたいでの利用はできません。例えば4月に職場復帰される方が3月に慣らし保育を利用するということは制度上できませんので、何卒ご容赦ください。入園式までの保育については、園とご相談ください。

Q7: 事実婚や内縁などの場合、保護者として申請書に記入する必要がありますか。

A7: 事実婚や内縁などの場合も保護者とみなしますので、申請書への記入やマイナンバーの届出も必要となります。

Q8: 就労を理由に保育園の入園申込みをしましたが、入園が内定した後で離職してしまった場合、内定取消しとなるでしょうか。

A8: 保育の必要性がなくなりますので、内定取消しとなります。他の理由により入園を希望される場合は、子ども家庭課までご相談ください。

Q9: 保育園の入園申込みの段階では、標準時間にすべきか短時間にすべきかはっきりしないのですが、申込み後に変更することはできますか。

A9: 標準時間・短時間については、申込み時点での予定で結構です。最終的には、入園説明会(年度途中入園の場合は入園前の個別面談)の際に「保育時間確認書」を提出いただきます。

Q10: 土曜日保育は、誰でも利用できますか。また、利用した場合、別途利用料等が発生しますか。

A10: 保護者の方(父母共に)が土曜日に勤務する場合に限り利用することができますので、就労証明書等にて確認させていただきます。3歳児以上の場合、土曜日の副食費は別途お支払いいただきます。

なお、公立園の土曜日保育は千種保育園でのみ行っておりますので、千種保育園以外の園に通われる方も、土曜日のみ千種保育園に通っていただく必要があります。

Q11: 0歳児～2歳児の保育料は無償化の対象ではないということですが、保育料がいくらになるか事前に教えてもらうことはできますか。

A11: 保育料は、保護者の方の市町村民税の課税状況等により算定することとなりますが、個別の税情報に関連する事項にはお答えができませんので、「入園のご案内」の冊子や町のホームページの利用者負担額一覧表をご参照ください。

ご自身の市町村民税課税状況については、各市町村の市町村民税担当部署にお問い合わせ願います。

なお、保育料の通知は、入園される月の上旬頃となります。

Q12: 入園申込み後に世帯の状況に変更があった場合、連絡する必要がありますか。

A12: 保育の必要性や保育料等の算定に影響する場合がありますので、「子どものための教

育・保育給付支給認定(変更)申請書」を再度ご提出ください。

Q13: 都合により入園説明会に出席できないのですが、入園説明会の予備日はありますか。

A13: 予備日はございませんので、入園予定の園へ直接ご連絡いただき、個別に説明を受けてください。子ども家庭課へのご連絡は不要です。

Q14: 入園後に、別の園に転園することはできますか。

A14: 年度内の転園はできません。

なお、年度途中に「支給認定現況届」を送付しますので、翌年度からの転園を希望される場合は、その用紙に記入いただきます。

Q15: 保育園へ入園ができなかった場合、育休延長の手続きを行うために必要な書類は発行してもらえますか。

A15: 保育園へ入園できなかったことを証明する書類は、子ども家庭課保育幼稚園係に発行の依頼を受け、利用調整後(入園希望月の前月5日以降。休日の場合は翌開庁日)に発行させていただきます。証明日を遡ることはできませんので、必要な時期をご自身でよくご確認ください。

その際に、入園できなかった理由(例 定員都合や本人都合等)を明記させていただきます。止むを得ない理由なく入園を辞退した場合は、勤務先やハローワーク等において確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合がありますのでご注意ください。